

## 症例報告（医学論文および学会発表）に関する患者プライバシー保護の指針

1. 発表者の所属機関における規定に基づき、対象となる患者本人の同意(当該患者の同意が得られない場合は家族か代理人、小児の場合は保護者)を得ておく。また、その旨を記載する。
2. 患者個人の特定可能な氏名(イニシャル含む)、生年月日、住所は記載しない。
3. 年齢については、小児の発達に関わる報告など、明確な年齢表記が検討上必要である場合等を除き、実年齢は記載せず〇歳代等と表示する。
4. 評価日等の日付は、年月日を明確にせず、発表者の関わり開始を X 年とし、X+1 年、X-1 年といった記載を用いる。ただし、日付が病態に関与する場合に限り、日付を記載してよい。経過については、相対的時系列を原則とする（例：第〇病日、術後〇日目など）。
5. 患者の生活歴や現病歴および家族歴に関する情報を記載する際には、患者を特定することのできないよう十分に配慮し、病態の本質と関係のない箇所を適宜変更する。
6. すでに他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地については、イニシャルではなくアルファベット順で記載する。
7. 患者の写真を提示する際には顔または目を隠す。また、視線など目を提示する場合は、顔全体が分からないよう目以外の場所を隠すようにする。
8. 症例を特定できる画像や検査情報に含まれる氏名、番号などは削除する。
9. 音声提示では、音声内に名前等個人が同定される情報が含まれないようにする。
10. 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または家族か代理人、小児では保護者）から得る。
11. この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

令和4年3月9日 公益社団法人 高知県理学療法士協会